◎このメモは、傍聴者による要点メモです。引用等は固くお断り致します。

区議会文教委員会傍聴メモ（要点、陳情第184号関係審査関連のみ）

と　き　：　2005年9月30日
ところ　：　練馬区役所西庁舎8階第5委員会室
傍聴人　：　陳情者関係：14人、その他3人
内　容　：

◇光が丘図書館長：資料説明（略）

資料2　図書館の業務委託等について
別紙1　区立図書館業務の主な委託内容
別紙2　図書館別常勤職員数および非常勤職員数（現況）
別紙3　委託後各図書館別職員配置数
別紙4　受託事業者選定方針（素案）
別紙5　練馬区立図書館蔵書数および他区比較
別紙6　図書館協力員の区立図書館在籍年数および司書資格保持者数
別紙7　図書館協議会等の設置状況
別紙8　利用者懇談会の状況
別紙9　公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準
別紙10　文字・活字文化振興法

○内田　ひろのり委員（公明党）：
今、図書館のあり方が変わっている。都立図書館が区へ移管されるようだし、読売新聞だか、24時間貸出をしている図書館の報道もあった。
業務委託の是非はおいといて、できるだけ休みを少なくして、開館時間を延ばしてもらいたいと思っていたが、いろいろ理由はあろうが、もっともっと開館日を増やしたり、9時くらいまで時間を延ばせないか。

◇光が丘図書館長：
各区とも、委託の導入などで開館時間の延長の傾向にあるが、8時を超えているのは数区で、それも区内全館ではなく、館の規模等で変えている。
練馬区は、全館8時まで開館であり、その点では、評価は上がると考える。

○内田　ひろのり委員（公明党）：
私が帰るときに図書館の近くを通ると、LIVINが開いているのに図書館は真っ暗。本を読みたいなと思っても、閉まっている状況なので‥‥。
開館日（H16）が287から300日と幅がある理由は？

◇光が丘図書館長：
小規模館（毎週）と地区館（隔週）で休館日が異なることと、特別館内整理日が光が丘のように大規模館は長いことなどによる。

○内田　ひろのり委員（公明党）：
図書館に必要な機能はレファレンスの機能だが、複雑なものは除くとなってはいるが、委託になって対応しきれるのか。

◇光が丘図書館長：
レファレンスは幅がある。こういう本はどこにあるかから、相談の内容によって時間を掛けて探すものまで様々。通常のものであれば委託事業者でも充分対応できる。困難事例を職員が担当するのは、すぐに回答できないものを時間をもらって調べて回答するため。

○内田　ひろのり委員（公明党）：
レファレンス機能は職員だけでなく協力員の力が大きいのではないか。資料によれば勤続17年の方が3名もいる。この方たちがあってこそ、この図書館が成り立っている一面もあると思う。
協力員の現在員64名と委託後56名の差8は、おやめになる方がいるということか。

◇光が丘図書館長：
協力員は委託によって解雇を予定していない。自然減だけで、委託までの移行期間中（H20まで）は、過員で配置する。
直営業務の「職員が行う」の中には、常勤職員だけでなく協力員も含まれる。

◇生涯学習部長：
区の職員には、一般職の地方公務員（常勤職員）と特別職の地方公務員（非常勤職員）がいる。
○内田　ひろのり委員（公明党）：
合計で、218 人が 121 人になり、減った分を委託にするということか。
◇光が丘図書館長：
その通りである。
○内田　ひろのり委員（公明党）：
一人当たり蔵書数が低いが、人口が多いと下がるのだろう。他の 60 万人位の区と比べてどうか。
◇光が丘図書館長：
たしかに、人口 60 万人を超える大田、世田谷は低くなっている。練馬区は 22 位なので順位より、一人当たり蔵書数を上げたいと考えている。当面一人当り 2.25 を目標に蔵書数を増やしたい。
○内田　ひろのり委員（公明党）：
文字・活字文化振興法ができたことでもあり、22 位の次は 23 位だから、長期的に計画を立てて、蔵書数を増やしていただきたい。
○かまた　百合子委員（共産党）：
人件費の純減額の一部を遣うとしているが、他の部分は何に使うのか。
◇光が丘図書館長：
全額を遣う財政上の決まりではない。全額ではないと言う意味である。
○かまた　百合子委員（共産党）：
人件費の削減額が全部遣えるのかと思ったが…。図書資料が沢山あって図書館といえる。
◇光が丘図書館長：
資料にも記載したように、先ず図書・資料の購入を考えている。しかし、入れ物の限度もあるので、一年間に大量に購入するのではなく、年を追って徐々に、施設整備も併せて、全体としての資料増を目指していく。
○かまた　百合子委員（共産党）：
施設が広がっていくに従って、図書も増えていくと期待する。
現在の職員数は多いとの判断か。
◇光が丘図書館長：
現在の職員数が多いのではなく、新しいサービスや事業を展開するためには、職員の増、経費の増が必要である。区の委託化民営化方針に従って委託を行うことで経費の削減をし、それをサービスの充実等に当てる。
○かまた　百合子委員（共産党）：
常勤職員数が減る理由はわかったが、その分を図書館協力員で置き換えることは考えられないか。
図書館協力員の専門的能力を評価するので。
◇光が丘図書館長：
今回の計画は、事業を拡大するために、経費を削減する方法として、区の方針である委託化民営化が図書館に有効かどうかを考えて取り組んだものである。
常勤職員の不足分を協力員で補う方法は、稲荷山図書館開館以来行ってきたが、現在はアルバイトで対応している。
区としては、常勤職員数をはるかに超える非常勤職員を増員して対応することは考えていない。常勤職員は減らし、非常勤職員はそのままで、委託化をすることを考えている。
○かまた　百合子委員（共産党）：
調べもののとき、ここいら辺にあるだろうは、素人でもわかるが、もっともっと深く、その膨らんだ情報は、とのレファレンスをしていただけるから図書館に足が向く。単なる貸本屋や町の本屋ではなく、情報センターとして図書館を利用する。図書館協力員の専門知識の広い方がいらっしゃると、図書館に行くのが楽しみになる。
図書館のサービスは職員の質とイコールではないか。
長年誇りをもってスキルをアップして仕事をしている協力員という人材を大事にして、大いに活用する方向で、図書館の人員配置をしていただきたい。
委託になってどういう人材に入れ替わっていくのか不安がある。
練馬区では、区民と行政・図書館職員とが一緒に図書館を作り上げてきた歴史がある。
利用者懇談会で意見を交換することが行われてきたが、最近薄まってきた。委託化が計画されているこの

時期には大事なことである。
図書館協議会を練馬区で是非設置していただき、住民代表を公募し、区民の声を充分に反映した図書館政策を今後進めていただきたい。

○池尻　成二委員（社民・市民）：
委託後の職員配置の内、今後の新規事業に伴って配置する人員はいくらか。

◇光が丘図書館長：
新規事業で多くなるのは光が丘図書館で、3係を5係2主査にする。そこで子ども、障害者、社会人を含む一般サービスを全館について担当し、新規事業も担当する。
人数では、常勤25名、非常勤16名の中に新規事業の人数も入っているが、内訳は出していない。

○池尻　成二委員（社民・市民）：
区の中でもこれだけ多くの部分を非常勤職員が占めているのは、そんなにないのではないか。
図書館協力員と常勤職員とが、給与・待遇面、仕事の内容でどのように違うのか。

◇光が丘図書館長：
給与は常勤が860万円、協力員は300万円。
（メモ作成者注：ここでいわれている給与とは、社会保険料等が含まれる「区の支払人件費」です。例えば、図書館協力員個人に対する月額支給額は、税込195,000＋α円、年額234＋（α×12）万円で、差額66－（α×12）万円が区の負担額です。α＝交通費）
仕事の内容は、一般的なサービス業務は常勤と協力員は変わらない。
勤務時間は、協力員は週4日なので、常勤職員数に換算するときは5分の4として計算する。
経理業務は常勤のみであり、情報管理上のレベルは、常勤と協力員に差がある。

○池尻　成二委員（社民・市民）：
土曜・日曜日の勤務や夜間の勤務も常勤職員と同じように勤務していると解してよいのか。

◇光が丘図書館長：
遅番があり、同様である。

○池尻　成二委員（社民・市民）：
人件費は、常勤が860万で、協力員は300万。労働時間の差を見込んでも常勤の半分くらいだ。
今回の委託の大きなポイントは、図書館協力員の制度をどう考えるかにある。
区の姿勢からいえば、図書館協力員は願ってもない制度である。
人件費も半分以下に押さえられるし、同じ仕事をし、司書資格の保有状況からみると、場合によっては、常勤より専門性が高いのかも知れない。
もともとの経緯は、新しい図書館ができて常勤職員の増員ができないことから制度化され、区の行政改革の効率化の中で、それを支えてこられたのが図書館協力員である。
退職不補充とは、56人までのことなのか、それ以降も不補充なのか確認をしたい。

◇光が丘図書館長：
56名までの不補充である。

○池尻　成二委員（社民・市民）：
図書館長は、前委員会の答弁の中で、図書館員の専門能力は資格専門性だけでなく経験に伴って生じるものがあるといわれている。協力員のこういう専門性は、集団で引き継いで行かないと維持できない。経験に基づく知識や館の力量は個々人の力量であるだけでなく、時代時代に受けついでいかれる人事政策をとらないと死んでいく。
今後の図書館のあり方を考える際に、図書館協力員制度そのものを、教育委員会としてどう位置づけていくのか、整理して教育長から答えて欲しい。

◇教育長：
池尻委員がいわれた通り、たしかに協力員の方々の力があって、今の図書館運営がなされているものは、沢山ある。
今回、委託化の提案をするときに協力員制度も含めて全部廃止をするかを内部で検討した。しかし、協力員制度がしっかり根付いている中で、廃止するわけにはいかない。協力員を生かしながら常勤職員を減らして、民間でできることは民間でやってもらう、練馬方式を採った。
区によっては、非常勤職員を全部なくしたところもある。その方たちが、ＮＰＯを作って、請け負っていること

も聞いている。
○池尻　成二委員（社民・市民）：
　これまでの協力員の貢献は認めて、今後に生かしていただきたい。サービスでも経費の面でも決してデメリットがないので、ご配慮をいただきたい。
　常勤職員を減らす手立てとして、図書館協力員でなく委託を選択されたメリットの説明をされたい。
◇光が丘図書館長：
　現在の図書館業務は過去に比べて、作業的部分が増えている。インターネットの活用に伴い予約資料の貸出が増え、棚から下ろし、箱に詰め発送する。貸出件数増により、窓口も数をこなす作業が増える。このように図書館の貸出状況が変化する中で、新しいサービスをやりたくてもできなかった。委員も指摘された協力員の能力を新しい事業へ振り向けていきたい。事業者でも充分行える作業的、補助的部分を選択して委託し、常勤職員と協力員で高度なレファレンスや新しいサービス展開にむけたいという考え方である。
○池尻　成二委員（社民・市民）：
　問題はカウンター業務が作業的補助的業務といっていいのかということだ。
　フロアーには区の職員は配置されるのか。
◇光が丘図書館長：
　館によって異なるが、通常の貸出カウンターしか置いてない館は、委託事業者がいる。高度レファレンスのカウンターを設けていれば、そこには区の職員がいる。
　カウンター以外のフロアーには、事業によって区の職員が本を探しにいくことは日常的にある。
○池尻　成二委員（社民・市民）：
　基本的には、フロアーには区の職員がいなくなることが気になる。
　委託の職員が対応できるレファレンスと区の職員しかやれないレファレンスとどう違うのか。複雑というが、書名も著者名もわからないテーマだけはある、こういうテーマについての本を探したい、いろいろな分類にまたがる。このような方に委託会社の職員は対応できるのか。
◇光が丘図書館長：
　委託でどういうレベルのレファレンスまで対応するかは仕様書の書き方による。通常の貸出に伴うレファレンスであれば、大方が、端末を使って区内の資料と横断的に検索できるデータがある。そのレベルまでは委託できる。
○池尻　成二委員（社民・市民）：
　データ検索ができるのは当然。問題は、対面のレファレンス。データ検索でなく、も少し幅広く情報が欲しい人は少なくないであろう。そういう人が図書館に来たときに、委託の職員しかいなくて、わからなくて区の職員に回されるとしたら、間違いなくサービスの低下と思うが違うか。
◇光が丘図書館長：
　現在でも、カウンターに座った職員がそこで完結するというものではない。完結するものもあるが、レファレンスは集合体で行うものとしており、中の職員と相談したり、翌日以降時間をいただいて回答するものもある。
○池尻　成二委員（社民・市民）：
　専門性の高いレファレンスは、図書館を利用している一般区民が求めるレファレンスの中では極一部だと思う。それ以外は委託会社の業務となっている。これに応えられる委託会社がどれだけあるか知れないが、区民にとって負担になる。
　委託仕様の書き方によって違うというのは、ここできちっと言っていただかないと困る。こういう委託仕様でこういう質の人員を確保するからサービスは落ちないというのが筋ではないか。こういう委託をすればこうなるでは、今回の委託化計画で、一体サービスの質はどう担保されるのか分からない。どうサービスを維持するかは、四つの基準の基本だから、レファレンスを含めたサービスの質は担保されるのかを、しっかり示していかないといけない。
◇生涯学習部長：
　池尻委員がいわれた、テーマだけは漠然としたものがあるケースは、図書館長が申し上げた通り、これは、かなり高度なレファレンスの対応になろうかと思われる。
　理科や経済など関連したものを考えなければならなくなるので、職員がやらなければならない。現在もその場でなく、時間をいただいて調べている。電話でも答えている。それ程多くはない。
　基本的に施設管理会社に業務委託をする考えはない。素案で出しているが、それなりの専門職、例えば司書

の割合を一定程度、3分の1がいいのか、4分の1がいいのかは、まだだが、ある一定以上の方がいつも窓口に出るような形でやってもらいたい。他の指定管理者制度を採っているところなどをみても、その程度のことは極当たり前に仕様書に書いている。仕様書できちっと示したい。

○池尻　成二委員（社民・市民）：

レファレンスを含め基本サービスをどうやって行くのかについては、仕様を含め考え方を出していただきたい。

障害者の貸出、予約、登録、レファレンス業務等は委託業務に入らないのか。

区の職員が出ていないのだから、委託業者の職員が区の職員につなぐのか。

◇光が丘図書館長：

そういう形になる。

○池尻　成二委員（社民・市民）：

それは、大きな問題だと思う。ノーマライゼーションや障害者に対するバリアーフリーの中には、人的対応、ソフト面を含めてのバリアーフリーは当然入る。車椅子の方、目の不自由な方、知的障害の方、いろいろみえた時に、障害のある方は区の職員へどうぞと、区の職員が中から出てくるまでお待ちくださいというのは、サービスのあり方としておかしいのではないか。

◇光が丘図書館長：

誤解があるかもしれない。視覚障害者の方の登録は来館しないで電話で担当者が受け付ける。対面朗読は予約をしていただき、ボランティアの方を手配、場所は一箇所でなく、対面朗読のできるところへ行っていただき、約束の時間に用意をする。資料等も来館できない場合には、郵送している。ご指摘は、突然初めて登録に見えた方ということになるが、通常であれば、わざわざお出でいただく前に、お電話一本でも登録が出来るということをお伝えする。今後は担当係を置くので今まで以上に拡大してお知らせできる。

○池尻　成二委員（社民・市民）：

「望ましい基準」に「図書館協議会を設置するよう努めるものとする」と書いてあり、陳情にもあるが、図書館協議会の設置について、教育委員会の立場、考えを聞きたい。

23区の中では2区だが、全国的には8〜9割以上が設置している。練馬区でも是非つくるべきと考える。

◇光が丘図書館長：

23区では2区が設置している。練馬区では、いままで区民といろいろな形で協議をして図書館を作ってきた。現在も団体や区民と懇談会等を開いて意見を伺っている。今後図書館のあり方全体について更に検討が必要なときにどういう機関を当てるかについては、図書館としても今後考えていきたい。

子ども読書推進計画には、子ども読書推進会議を設け一般公募区民を初め多数が参加、子ども読書に限らず図書館全体についても意見をお伺いしている。

（メモ作成者注：23区には、法定図書館協議会1区、法定外図書館運営協議会2区計3区ある。当日配布の資料には杉並区、中野区であった。光が丘図書館に確認したところ、既に該当の新宿区（運営協議会）について承知しており、文教委員会に補正の連絡をとるとのことでした。）

○池尻　成二委員（社民・市民）：

閉館の時には区の職員はいないのか。

◇光が丘図書館長：

5時15分以降は区の職員はいない。

○池尻　成二委員（社民・市民）：

5時15分から8時の間に、南大泉図書館のような水害があったらどうするか。委託会社の職員も緊急対応は努力されるだろうが、多くの区民利用者の避難誘導や生命の安全確保のための指揮など、区の職員がいなくて大丈夫か。

◇光が丘図書館長：

施設管理を含め緊急時対応のマニュアルも作るし、必要な配備をしていただく。区の職員へは、緊急体制により連絡をいただく。火災、水害、犯罪が予想されるが、警察、消防への通報、応急救護も対応し、区の職員の指示を受けることになる。

○池尻　成二委員（社民・市民）：

管理委託ならともかく、カウンター業務の委託に過ぎない。不特定多数の利用者がいる図書館で、3時間にわたり区の職員がいないのは、利用者の安全面にとって、とても不安を感じる。

○斉藤　宗孝委員（公明党）：

委託する部分について全体でどのくらいの人数を想定しているのか。

小さな規模の図書館もあるが、委託は、各館毎にやるのか、図書館業務として一括して委託業者を決めて割り当てていくのか。

図書館協力員56名は、ほとんどが司書資格を持っており、3名ぐらいが資格を持ってないようだ。

非常勤職員の年齢構成はどうなっているか。

カウンター業務の中にレファレンス業務を加えるのは、図書に明るい人がいないとできない。当然仕様書の「カウンター等業務の受託実績」の中にそれが書かれると思うが。

車椅子で元気に来られる方、全く目の不自由な方に全部が区職員にとはならないと思うが、障害者や子どもへのしっかりしたありようを詰めてもらいたい。

委託後の体制で、常勤職員は専門性のある人が残るとの考え方でいいか。通常2～3年で異動するが、今後のあり方はどうか。

図書館協議会については、文科省の望ましい基準にきっちと謳われている。23区内で杉並と中野しか設置してない背景を知りたい。私たちもできれば、よりよい図書館にするためには好ましいと考える。先程、図書館長の話しで、設置の方向で検討されると受け止めたのだが、改めて確認したい。

◇光が丘図書館長：

委託会社の配置人数は、業務に充分な陣容をという仕様書になる。何人配置との人数を設定したものにはならない。民間事業者が求められる事業を完全に行うために、どんな陣容、配置をするかが、その事業者の力量である。

図書館協力員の年齢構成は、20代の後半から60代まで幅広い。30代40代が一番多く各17名他は…（略）。

障害者や子どもの対応については、利用者の安全確保の項目等で考えている。仕様書では、来館者への応対についても充分に書いていきたい。

委託後の常勤職員は、一般職であり、専門職の設置は今後ともないと考えられる。

しかし、図書館運営をスムーズにすることが重要なので、各館の事情に配慮して、必要な人材を確保したい。

図書館協議会が23区内で少ない経緯は、今後調べて回答する。

○斉藤　宗孝委員（公明党）：

館によって規模に差があるが、図書館全体の業務を委託するのか、館毎に委託するのか。

◇光が丘図書館長：

来年度から、毎年4館、4館、3館の順に委託する計画で、委託は基本的には単館とし、複数館も考えている。練馬区は広域にわたる地域特性もあり、事業者の効率性を考えると複数館がよいとの他区の話も聞いているので、加味したい。

○斉藤　宗孝委員（公明党）：

専門職の要求の方向がなかなかいかないとか、基礎のしっかりしたサービスの行き届いた図書館になってもらいたいとか、両面が出て来る。

非常勤職員は、司書・図書に明るい。年齢的に30代40代が多いので、これだけで仕事をやれるか厳しい人もいるだろう。しかし、専門職であって図書館の仕事をやりたい人は沢山いると思う。そういう人を含めて、今まで以上に区民サービスが向上するために、委託先で図書に明るい司書などの人材を集められるような方途を、仕様書の中で取り組めば、カウンター業務も安全管理もしっかりやってもらえる。

もう少し詰めて、図書館のよりよい発展のために、よろしくお願いしたい。

陳情第184号の図書館の充実と発展については、要旨1を除いては、こういう方向でしっかり取り組んでいかなければならないと考える。

活字離れを何とか防ごうと文字・活字文化振興法が制定され、文字活字文化の日を10月27日としている。

11月に懇談会をやっているが、文字活字文化の日に合わせて活字文化の新たな区民との懇談会を是非充実していただきたい。

○片野　令子委員（緑自治）：

練馬区の図書館は、行政・図書館員と区民利用者が、一緒になって図書館を作ってきたと思うが、どのように認識しているか。

◇光が丘図書館長：

いろいろな団体と協力して、12館構想のうち、現在11館となっている。

地域の活動団体と共に、特に子ども関係の事業については充実してきた。
図書館の貸出数は数年前、光が丘図書館が 100 万冊を超え日本一といわれた。
同時に、貸出が多いと本が傷む。
図書館は、現在新たなサービスを求められている。他区ではやられているサービスで対応できていないものもある。
インターネット等情報化は割りと早く実施しており、他区に劣っていない。
新しく求められているビジネス支援、就労支援、子育て支援、地域活動支援など活動の拡大が今後の課題と考える。

○片野　令子委員（緑自治）：
練馬の図書館の運営・事業は、新しい事業は別として、質の高いものとして評価されてきたものと理解してよいか。自負しているか。

◇光が丘図書館長：
自負したいが、区長への手紙などで日常的にお叱りを受けることも多々ある。今後改善が必要と思っている。

○片野　令子委員（緑自治）：
委託は、今までの質を低下させない、それ以上の質を求めるものと理解してよいか。

◇光が丘図書館長：
その通りである。

○片野　令子委員（緑自治）：
委託と他の方法との比較はするのか。

◇光が丘図書館長：
常勤職員と協力員を残し、その他の部分を委託する。事業者も受託事業者選定方針（素案）にあるように条件を決め、図書館業務にふさわしい事業者を選ぶ。

○片野　令子委員（緑自治）：
人件費削減の比較資料を出していただきたい。

◇光が丘図書館長：
委託前と委託後の人件費であれば、区職員の人員削減と全館委託の費用は大まかに、4 億 5 千万円前後の金額を想定している。削減人員の人件費とこの委託費との差額が純減額となる。

○片野　令子委員（緑自治）：
委託を協力員がやる場合はどういうことになるか。

◇光が丘図書館長：
協力員が委託を引き受けることはない。常勤・非常勤以外の仕事を委託する。

○片野　令子委員（緑自治）：
あくまでも、協力員がやるという事はできないのか。

◇光が丘図書館長：
現在考えていない。

○片野　令子委員（緑自治）：
委託業務部分をを常勤と協力員でやったらどうかというものは出て来ないのか。

◇生涯学習部長：
今回の委託案の前提は、委託化・民営化方針に基づいてやっているので、委託部分を協力員でやることは、最初から考えていない。

○片野　令子委員（緑自治）：
図書館の歴史もあるので、これらの検討をしていくべきと思うが今後も検討しないということになるのか。
文字・活字文化振興法の 7 条に「司書の充実等の人的体制の整備、図書資料の充実、情報化の推進……運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする」と規定されている。これと図書館がやろうとしていることとの関係はどう考えているか。

◇光が丘図書館長：
司書職は東京 23 区にはない。新に司書職を置くこともないと思われる。図書館界で司書のあり方について検討されていると聞いている。図書館で司書が担う役割について従来のものと違ったものにすべきとの考え

方もいろいろな審議会等で示されていると聞く。東京都教育委員会の中間報告でも今後求められる司書については、今までとはだいぶ違う条件が付されている。司書の職種が公務員である必要は、文科省でも特に言及をしていない。今後東京では、民間会社等がこういう職種を生かして司書の職位を高めていくかを含め、司書職を全体として考えていくべきものとしてここに規定していると理解する。従って、区職員の司書に関する扱は、変更がない。

○片野　令子委員（緑自治）：

こういう法律ができるということは、より図書館を充実する必要があるということだ。新しい法律だから、自治体の中でこれをどうするかが、今後検討されよう。

人件費の削減がなければ蔵書購入増ができないということでは、問題がある。一人当り蔵書数が 23 区中低いので、是非、予算付けをして欲しい。

かつて、各館で行われていた利用者懇談会が光が丘図書館中心になったのはどういうわけか。

◇光が丘図書館長：

順次開館してきたので、館毎に利用者懇談会をやっていた。現在は、インターネットの普及もあり、11 館が全体的サービスをするので、業務も統一的で、利用者も要望は最終的には光が丘図書館と話すとの判断もあり、一括して光が丘でやっている。

○片野　令子委員（緑自治）：

今回の業務委託のような場合には、全体的な懇談会を持つべきと考える。

従来、委託をテーマにしたものはやっていないか。

◇光が丘図書館長：

私が、赴任して以来の懇談会では、他区では既に委託が始まっていたので、毎回委託問題が話し合われていた。

（メモ作成者注：光が丘図書館利用者の会の方から、毎年開催する館長との懇談会では、委託問題は話し合われていないとのご指摘を受けました。この発言は、池尻委員への答弁にある「現在も団体や区民と懇談会等を開いて意見を伺っている。」におけるものを含んでいると理解しています。）

○片野　令子委員（緑自治）：

それへの皆さんの意見はどうであったか。

◇光が丘図書館長：

賛成、反対それぞれあった。

○片野　令子委員（緑自治）：

年一回ではなく、丁寧に、地域で一番出やすいところで懇談会を何度も重ねて、じかに区民の意見を聞くことが大事である。

◇光が丘図書館長：

区民の意向を知ることは、どんな部門でも大切である。直接、会を開くのも一つだが、日常的に沢山の方から手紙、メールをいただき、回答もしている。委託についても賛成、反対が寄せられている。あまり来館しない方もいる。インターネット利用とか。今後ともいろいろな形でご意向を伺うことを考えたい。

○片野　令子委員（緑自治）：

個別的にはいろいろ意見があろうが、集まって話し合うことが大切である。

光が丘図書館だけでなく他の図書館においても、3 人でも 4 人でもよい。図書館の質を高めていく、理解をしてもらう、問題を話し合うことのできる利用者懇談会を持っていただきたい。

来年度予算に蔵書購入増の予算を付けていただきたい。

◇光が丘図書館長：

ご存知のように、平成 11 年から図書館の予算、特に資料費は毎年低下をしてきた。資料費を増にするためにこのような提案をしている。この効果を見込められれば、当然資料費の増という形で財源措置がされる。ぜひこれを成功させて資料費増を実現したい。

○中島　力委員（自民党）：

陳情第 184 号は平成 16 年 9 月付託なのになんでいまごろ審議しているのか。もっと早くなぜできなかったのか。非常に残念。本来ならもう少し早く。

「図書館業務の委託反対と図書館の充実と発展について」の充実発展はなかなか素晴らしい。委託反対といわれると…。志村区長の新行革プランが発表されてからこの陳情が出たので。陳情が、一万人を超える大きい

陳情になってきていると。委託を止めてくださいといわれて、はいそうですかとは、いえない。
今日は結論を出さず、会派に持って帰りたい。
心配されているのは、職員の削減だと思うが。私は、削減という表現はよくないと思う。削減と減員はどう違うのか。

◇生涯学習部長：
ほほ同じと思うが、定数の場合は、削減の言葉をよく使う。図書館の職員配置定数は削減するが、そこの職員は馘にするのではなく、配置転換をする。現在の人員からいうと減員といえる。

○中島　力委員（自民党）：
そこで誤解を生む。削減というと職員をみんな馘にし、あるいは皆どこかへ回してしまうと。減員とは減らして努力しようということ。この人数でできるのなら、もっと早くやらなければいけなかった。この人数で今までどおりできるのか。

◇光が丘図書館長：
委託業務を委託事業者がやるので、その他の業務はこの人員でできる。

○中島　力委員（自民党）：
人件費削減により事業費に回るメリットもあるが、デメリットも中には出てくる。そのバランスをとらないと、うまくいかないのではないか。
しかし、国も区も行革で一生懸命やっていることを考えると、時の流れも考えなくてはならない。税収も今減っている。入ってくるコップの水の量が減ってきたら、飲む量を少なくする考え方が必要。つまり、支出を少なくしなければならないと考えると、止むを得ないこともある。
時間もないので、会派に持ち帰って協議したい。
この資料はすごく親切である。よく努力していることも分かるが、‥‥。

○藤井　とものり委員（民主無所属）：
私どもも会派に持ち帰り、結論を出していきたい。
人件費が860万円もかかる常勤職員150人で、ずっと今までやってきたことが問題である。非常勤と司書比率を比較しても大きな差があるのに、これだけの給料を払い続けてきた。
委託に対する否定的な指摘がされていたが、カウンター業務を民間企業なりＮＰＯに任せると直ちに図書館サービスの質の低下を招くかのような前提に立つ議論が多かったように思う。
札幌市の図書館は丸善（大きな本屋）が受託していた。丸善と公立図書館のレファレンス業務を比較して、劣っているとは思わない。
区民の皆さんも心配されていると思うので、委託によって質の低下は招かないと訴えて欲しい。改めて確認をしたい。

◇光が丘図書館長：
既に23区中半数を超える図書館で委託をしている。全国的にも図書関係企業やＮＰＯに委託されている。
区民の中には不安を覚える方もいると思うので、P/Tを設け、近隣の委託済みの区へグループで訪問聞きとり調査を行っている。もちろん聞き方によっては、情報が違うこともあろうが、正式に責任者等に伺っている。その中でも、著しくサービスが低下したとの話しは、聞いていない。
アンケート調査を行った区では、少なくとも、カウンターについてはおおむね良好である。中には向上したという（40%超）区もある。
委託先発の区の実績を参考にしながら、心配されている区民の方にも理解いただけるように精度を高めていきたい。
今後もいろいろ調査をして、サービスの低下がないことを理解していただくよう努力する。

○藤井　とものり委員（民主無所属）：
おおむね良好ないしは良好になっていったとの答弁をいただいたが、それを具体的なデータとして出していただきたい。不安を持たれている方に具体的データで、示していただきたい。

○委員長：
素案であり、まだ出ていない資料もある。
図書館の視察の問題もあるので、本日は継続審議としたい。

（作成　2005年10月2日　伊藤　勝　複数傍聴者による補正10月5日）